

## 山北町と神奈川県教育委員会との連携と協力に関する協定書

山北町（以下「甲」という。）と神奈川県教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、神奈川県立山北高等学校における地域との協働による教育活動に関して、緊密な連携と協力により、地域課題の解決等の探究的な学びを実現するとともに山北町の地域振興に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域課題の解決及び地域社会の活性化に関すること
- (2) 地域人材の育成に関すること
- (3) 教育課程の開発・実践に関すること
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要なこと

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

3 甲と乙は、第1項各号に定める事項を推進するにあたり、コンソーシアム関係団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から 2022 年 3 月 31 日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の 30 日前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により 3 年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、個別の連携協力事業に係る事項その他必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ捺印の上、各自その 1 通を保有する。

2019 年 2 月 12 日

甲 山北町  
町長 湯川 裕司

乙 神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷 次郎